

# リール訪問看護リハビリステーション茅ヶ崎

## 高齢者虐待防止のための指針

### 1. 基本方針

当事業所は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者の虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」とする）に規定する、高齢者虐待の防止のための措置を確実に実施するため本方針を定める。

### 2. 高齢者虐待の定義

#### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れがある暴力を加えること。

また、正当な理由なく身体を拘束すること。

#### (2) 介護・世話の放棄

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### (4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

#### (5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

### 3. 虐待防止のための具体的な措置

#### (1) 苦情処理の徹底

事業所における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

#### (2) 虐待防止検討委員会の設置

- ① 事業所は、虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止委員会」（以下「委員会」とする）を設置する。

なお、委員会の運営責任者は管理者とし、該当者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」とする）とする。

- ② 委員会の改正にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所開催する他の会議と一体的に行う場合がある。

- ③ 委員会は定期的（年2回）かつ必要に応じて担当者が招集する。

- ④ 委員会は次のような内容について協議するが、詳細は担当者が決める。

ア 虐待の防止のための職員の研修の内容に関すること

- イ 虐待防止のための指針の整備に関すること
- ウ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- エ 職員が虐待等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 虐待が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- オ 再発防止策を講じた際にその効果および評価に関すること

### (3) 職員研修の実施

- ① 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。
- ② 具体的には次のプログラムにより実施する。
  - ア 高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
  - イ 高齢者の権利擁護事業及び成年後見制度の理解
  - ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - エ 早期発見・事実確認と報告等の手順
  - オ 発生した場合の改善策
- ③ 研修の開催は年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。
- ④ 研修の内容については出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等により保存する。

### (4) その他の取り組み

- ① 提供する居宅サービスの点検と、虐待に繋がりにかねない不適切なケアの発見・改善
- ② 職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与
- ③ 本指針の定期的な見直しと周知

## 4. 職員の責務

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、担当者に報告し、担当者は速やかに市区町村へ報告しなければならない。

## 5. 身体的拘束等の適正化

職員は利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

## 6. 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。

## 附則

本指針は、2023年12月1日より施行する。

2024年4月1日変更